

特別支援教室の入室を希望される方の相談手続き

(就学前相談)

【対象となるお子さん】

- ◎「自閉症」「情緒障がい」「注意欠陥多動性障がい」「学習障がい」等の発達障がいの診断を受けたお子さん
- ◎田中ビネー、WISC-IV等の発達（心理）検査結果をお持ちのお子さん
- ◎「知的障がい」のないお子さん



【入室相談の流れ】

1 就学相談室へ相談の申し込み

☎ 042-346-9593
(午前9時から午後5時)

◎就学相談員との相談日を決めます。

申し込み〆切…7月29日(金)



2 発達検査の実施と診断名の確認

◎「発達（心理）検査の結果」と「医師診察記録」の提出が必要となります。相談までにかかりつけ医などでご準備願います。

「医師診察記録」について

- *所定の用紙があります。詳しくは、就学相談室にお尋ねください。
- *診断名等で特別支援教室の対象となるお子さんであることを確認できることが必要です。



3 就学相談員との相談

- ◎予約した日時に、お子さんと一緒に、市役所6階「就学相談室」にお越しください。
- ◎入室相談申し込みの書類を作成します。
- ◎発達検査結果、医師診察記録を提出してください。



4 特別支援教室の見学

- ◎入学予定の小学校から、電話にて特別支援教室の見学・面談の日程をご案内します。
- ◎保護者とお子さんで見学をし、担当の先生のお話を聞きます。

5 就学相談員の園訪問

- ◎お子さんが通っている幼稚園・保育園を就学相談員が訪問し、お子さんの園生活の様子を参観させていただきます。
- ◎お子さんの様子について、園から資料を提出していただきます。



小委員会の開催

(5月～2月 開催予定)

就学支援委員会の委員が、発達検査、医師診察記録、相談申込み資料、園訪問記録等の資料を基に、お子さんの特別支援教室入室について検討します。

就学相談員によるお知らせ・ご説明

情緒小委員会での検討結果を電話と文書でお知らせします。
必要に応じて面談の上、ご説明します。

